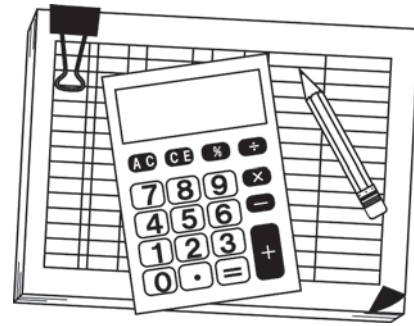


**「確定申告」や「町民税・県民税の申告」をしなければならない方は次のとおりです。**

**◆確定申告をしなければならない方**

- ①事業所得（商業・工業などの所得）のある方
  - ②不動産所得（地代・家賃などの所得）のある方
  - ③土地や建物を売った場合
- ※また給与所得者の方で、次に該当される方は申告が必要です。
- ①23年中の給与の収入金額が、2千万円を超えた方
  - ②2ヵ所以上から給与を受けている場合
  - ③給与所得や退職所得以外の所得が、20万円を超える方  
（例）年額20万円を超える配当、家賃、原稿料などの所得がある場合



**◆町・県民税の申告をしなければならない方**

- 平成24年1月1日現在、町内に居住していた方（住民登録の有無にかかわらず）で次に該当する方は申告が必要です。
- ①23年中に所得のある方で、確定申告の必要がない方
  - ②給与所得者で、給与以外の所得（20万円以下のもの）がある方
  - ③内職・パートなどの方で、給与支払報告書のない方
  - ④給与支払報告書を、町税務課に提出していない事業所から給与を受けている方
  - ⑤一定額以上の公的年金等の所得のみの方で、税の控除を受けようとする方
  - ⑥町内に居住はしていないが、下諏訪町に事務所・事業所・家屋敷を有する方

**◆還付を受けるための確定申告書を提出できる方**

- 確定申告をしなくてもよい場合でも、次のような方は還付を受けるための確定申告書を提出することができます。
- ①給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金特別控除などを受けられる方
  - ②給与所得者で年途中で退職し、その後就職せず年末調整を受けなかった方
  - ③予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

■ お問い合わせ先 下諏訪町役場 税務課 町民税係 電話27-1111（内線121~123）

《確定申告書の提出先》 〒392-8610 諏訪市清水2-5-22 諏訪税務署  
《お問い合わせ先》 諏訪税務署 個人課税部門 電話52-1390（自動音声案内）

**平成23年度  
中学生の「税に関する作文・標語コンクール」**

諏訪税務署、諏訪地方事務所、町、関東信越税理士会、諏訪納税貯蓄組合連合会では、租税教室の一環として、中学生を対象に平成23年度「税に関する作文・標語」を募集しました。入選された皆さんの作品を紹介します。詳しくは、下諏訪町役場 税務課 町民税係までお問い合わせください。

- 電話27-1111（内線121）
- 【作文の部】（応募数43点）
- 長野県租税推進協議会長賞  
下中3年 宮坂 萌々 「明るい未来のための税金」
  - 町長賞  
下中2年 吉池 秋里 「大切な税金」  
下中3年 関根 菜那 「税金と未来」  
下中3年 赤羽 ますみ 「未来を支える税金」
- 【標語の部】（応募数166点）
- 町長賞  
下中3年 西本 彩佳 「創ろうよ みんなの税で 輝く未来」  
下中3年 唐木田 朱里 「日々感謝 日本を支える 税金に」  
社中3年 河西 ほのか 「その未来 みんなで作ろう 税金で」  
社中3年 田中 佳威 「創ろうよ 明るい未来 税金で」  
社中3年 市川 雄貴 「ふるさとを 元気にするぞ 税金で」

**にせ税理士にご注意を!**

確定申告の時期になりますと、税金の申告手続きなどを税理士に依頼する方が多いと思いますが、その際には法律により税理士業務

- ①税務代理
  - ②税務書類の作成
  - ③税務相談
- を行うことができる方に依頼してください。

なかには、この時期に便乗して、税理士業務を行えない方が申告書の作成などを行っている場合があります。このような

「にせ税理士」には、くれぐれも注意してください。



**所得税の確定申告  
町・県民税の申告 相談が始まります**



申告準備は  
お早めに!



平成23年分の所得税の確定申告と町民税・県民税（住民税）の申告相談が2月16日（木）から始まります。

毎年、申告期限が間近になりますと各会場が大変混雑し、十分相談することができなかつたり、長時間お待ちいただくことになる場合がありますので、申告はできるだけ早めに済ませていただくようご協力ください。

なお、確定申告等の期限は平成24年3月15日（木）です。

**【平成23年分 確定申告相談 日程一覧】**

会場	日程	時間
諏訪税務署	2月16日（木）～3月15日（木） （還付申告は1月4日（水）から受付します）	午前9時～午後5時
町役場講堂（4階）	2月16日（木）～3月15日（木） （還付申告のみ2月14日（火）・15日（水）に受付します）	午前9時～午後4時

※土・日曜日はお休みです。また、正午から午後1時まではお昼休みになります。

※お持ちいただくもの：前年度の確定申告書・収支内訳書の控え、給与取得・公的年金等の源泉徴収票、預金通帳等口座情報が分かるもの、認印ほか

**【確定申告書 作成指導会 ～税理士会諏訪支部主催～】**

会場	日程	時間
町役場講堂（4階）	2月16日（木）～2月21日（火）	午前9時30分～午後3時

※次の方は計算等相談内容が複雑なので、この会場（町役場講堂）ではお受けできません。

- ◆資産の売却や交換をした方
- ◆住宅借入金等特別控除を受けられる方
- ◆消費税の申告で課税売上金額が3,000万円超の方
- ◆事業所得、農業所得、不動産所得、雑所得で前年所得が300万円超の方
- ◆贈与税の申告をする方

**【無料税務相談のお知らせ】**

関東信越税理士会諏訪支部では、下記のとおり給与所得者や年金を受給されている方を対象に、無料税務相談を行います。（2月15日までは還付申告が対象となります。）最寄りの会場で、お早めに手続き・ご相談等ご利用ください。

会場	日程	時間
岡谷市役所 茅野市議会棟	2月7日（火）～2月13日（月） （土・日曜日を除く）	午前10時～午後3時 （正午から午後1時まではお昼休みとなります）

**～青色申告・譲渡所得及び住宅取得等特別控除の申告は税理士または税務署へ！～**

青色申告の方や、土地・建物・株式などの資産を売ったときの譲渡所得のある方、住宅取得等特別控除を受けようとする方、贈与税のある方の申告は、町役場の申告相談では受付することができません。税理士に依頼されるか、税務署へ申告をお願いします。

国税庁のホームページで申告書の作成ができます  
国税庁ホームページアドレス（<http://www.nta.go.jp>）